

令和7年第3回（3月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月26日（水） 午後1時 開会
午後2時 閉会

- 2 開催場所 北庁舎3階 会議室3-2

- 3 出席者

教育長	鵜田 道雄	教育長職務代理者	中村 伸子
委 員	高野 隆晃	委 員	若林 洋子
委 員	石井 正己		

- 4 出席職員

教育部長	生方 和義	教育部次長 （教育総務課長）	高浦 正充
教育部参事 （学校教育課長）	鈴木 大介	生涯学習課長	重田 克己
スポーツ振興課長	大久保 治彦 （代理 川西正宏）	総合教育センター 所長	鳥海 隆之
学校給食センター 所長	緒形 卓史	市民会館長	島田 宏之
平川公民館館長	齊藤 秀夫	長浦公民館館長	須田 紀子
根形公民館館長	加藤 宏明	平岡公民館館長	神保 繁一
郷土博物館長	西原 崇浩	中央図書館長	塩谷 利之
学校教育課副参事	吉田 広乃	教育総務課副参事	中山 義也
教育総務課副課長	齊藤 幸子		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人
傍聴人数	0 人

6 議 題

日程第 1 前回会議録の承認について

日程第 2 今回会議録署名人の選出について

日程第 3 教育長・教育部長報告

日程第 4 議案

議案第 1 号 令和 7 年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標について

議案第 2 号 袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する
規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 3 号 袖ヶ浦市第 3 子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正す
る告示の一部を改正する告示の制定について

議案第 4 号 袖ヶ浦市文化財審議会委員の委嘱について

議案第 5 号 袖ヶ浦市教育委員会職員の人事異動について

日程第 5 報告

報告第 1 号 臨時代理の報告について（県費負担教職員の令和 6 年度末
人事異動に係る内申）

日程第 6 その他報告

（1）令和 7 年第 1 回（2 月招集）袖ヶ浦市議会報告について

7 議 事

日程第 1 前回会議録の承認について

（教育長）

令和 7 年第 1 回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

（教育長）

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

若林洋子委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

【教育長・部長・教育委員から報告】

日程第4 議案

議案第1号 令和7年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標について

(教育長)

議案第1号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長(教育総務課長))

令和7年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標を別紙のように定めたいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第1号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は令和7年度の袖ヶ浦市教育基本方針及び目標を定めることについて、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

14ページをご覧ください。令和7年度の基本方針及び目標です。

令和7年度は、第三期教育ビジョンの前期計画の最終年度にあたることから、引き続き、各種施策を推進するとともに、これまでの5年間のまとめとし、令和8年度を初年度とする後期計画の策定に向けた作業を進めてまいります。

主な取組といたしましては、学校教育では各種支援のため、人的配置の充実をすすめるとともに、タブレット端末の更新を行います。

また、教育環境面の整備として、昭和地区の人口増加に対応するため、昭和中学校の校舎増築工事を進めてまいります。

また、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、文化財・文化芸術に関しましても、各種施策を進めまいります。

以上、これらのことを踏まえ、本市教育のさらなる発展を目指し、基本目標の実現に向け、令和7年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標を定め、教育の向上に努めてまいります。

15ページから28ページに、「こども」、「生涯学習」、「スポーツ」、「文化財・

文化芸術」の4つの領域における、目標及び施策を記載しております。

29ページから32ページに、基本目標を実現させるための4つの目標、施策の方向性、施策、目標値の考え方、令和7年度の目標値を記載しています。

また、目標設定につきましては、参考資料の2ページから5ページに、令和4年度の実績、令和5年度の目標値、実績、令和6年度・7年度の目標値一覧を、6ページには、委員の皆様からいただきました、ご意見、ご質問に対する回答となります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

令和7年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標については、特段異議はありませんが、今後、後期計画の策定について2点ほどお願いがあります。

1点目は、後期の目標を定める際に、本市の過去の実績に加え、例えば県内平均や全国平均など施策内容にあったデータがあればそれを考慮してください。市の施策やその進捗状況は分かりますが、その施策が、全国あるいは県内と比較し、どのような位置にあるのかを踏まえて目標を検討することは非常に重要なことだと思います。また、進んでいるものについては、どこまで伸ばすのかという議論が必要ですし、遅れているものについては、追いついていくことが必要だと思います。人材や予算をどう振り向けていくかということも関連すると思いますので、まず、県平均や全国平均という数字があるものについてはお願いします。

また、2点目ですが、今の前期の計画自体には目標値の定めがなく、毎年、目標値を定めることになっています。遅れている分野があった場合に、単年度でそれを平均並みに引き上げるのは実際問題として難しいこともあるので、後期の計画は5年ありますので、5か年間で達成するという考えもあると思います。

例えば今の計画の目標値の中でも、県の標準学力検査で県平均を達成した割合というものがありますが、これも毎年、80%、70%と割合を定めています。これは、実績を踏まえて、実現可能性や評価等を念頭に定めているものと理解していますが、5教科中1教科は平均を達成しなくてもよいという考え方もできますので、平均を目指すという目標であれば、例外を設けるのは消極的だと感じます。

このような目標についても、後期計画でも維持され、単年度の目標達成が難しいということであれば5か年間で達成するってというような考え方もあると思います。その間に、どのように人材や予算を充てて目標を達成していくのか議論していただきたいと思います。

(高野委員)

教育方針の表記については、文章でつなげるのではなく、①、②といった記載がわかりやすいと思います。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第2号 袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する
規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する
告示の一部を改正する告示の制定について

(教育長)

議案第2号及び議案第3号については関連がありますので、まとめて事務局の説明を求めます。

(学校給食センター長)

議案第2号および議案第3号については、袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正、また、袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、県が、千葉県公立学校給食費無償化支援事業の継続を決定したことを受け、免除要件拡大の延長を行うにあたり、関係規則等の一部を改正しようとするものです。

当市では、令和4年1月から市独自で第3子以降学校給食費免除制度を開始しましたが、県が、令和5年1月から公立学校給食費無償化支援事業を始めたことに伴い、この事業実施中は県の補助金を活用して免除対象者を拡大し、県が事業を終了

した場合は、対象範囲を元に戻すこととしています。

県の当初予算が可決され、補助金は令和7年度も交付されることが確定したため、規則の対象範囲を元に戻す日を「令和7年4月1日」から「令和8年4月1日」に改め、再度1年延長しようとするものです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

(教育長)

議案第2号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第3号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第3号は賛成全員で原案どおり議決されました。

日程第6 その他報告

(1) 令和7年第1回(2月招集)袖ヶ浦市議会報告について

(教育長)

その他報告(1)について事務局の説明を求めます。

(教育部次長(教育総務課長))

今回の議会では、14名の議員が一般質問を行い、4日間にわたり一般質問が行われました。教育委員会に関係する質問は、2番・在原議員、3番・鈴木議員、7番・塚本議員、8番・木村議員、10番・田丸議員、11番・湯浅議員、12番・励波議員の7名から質問がありました。

一般質問以外として令和6年度一般会計補正予算第9号につきまして、3月4日に総務企画常任委員会で審議され、委員会の可決をいただき、10日の本会議において、原案のとおり可決されました。また、令和7年度一般会計予算につきましては予算審査特別委員会で審議され、委員会の可決をいただき、24日の本会議において、原案のとおり可決されました

以上

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開となります。

- ・ 日程第4 議案第4号から議案第5号
- ・ 日程第5 報告第1号